

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年9月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を次のように改正する。

第11条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)